



平成27年7月30日

## 平成27年度就職・採用活動時期の変更に関する調査（7月1日現在）の結果について

文部科学省は、就職問題懇談会（※1）と共同で、大学及び短期大学における学生の就職・採用活動時期の変更（後ろ倒し）に関してアンケート調査を実施し、結果を取りまとめたので公表します。

この調査は、就職・採用活動時期が後ろ倒しされて初めてとなる、現在、就職・採用活動中である平成28年3月卒業・修了予定者の就職・採用活動の現状・実態を把握することを目的として実施したものです。

### 〈結果のポイント〉

#### 1. 大学・短期大学調査

採用選考活動時期について、「半数程度以上の企業が遵守しそうである」との回答は31.7%（対5月1日現在調査 増減なし。）。

学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような平成28年3月卒業・修了予定者に対するハラスメント的な行為について、68.3%の大学等が相談を受けたと回答。

#### 2. 学生調査

学生側から見てハラスメントと感じられるような行為を5.9%の学生が「受けたことがある」と回答（対5月1日現在調査 4.0ポイント増。）。（大学、短期大学調査では、68.3%の大学等が「学生からの相談を受けた」と回答。）

就職問題懇談会としては、就職・採用活動時期の変更に伴う影響を抑え、学生等のみならず採用側の企業においても互いに公平かつ公正な就職・採用活動が可能となるよう実態調査を行うとともに、必要に応じて改善策を検討してまいります。

※ 秋以降に大学等及び企業に対し詳細な調査を実施し、引き続きフォローアップしていく予定です。

（※1）大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体から構成される組織。

－調査の概要－

・調査主体

就職問題懇談会（事務局：文部科学省高等教育局学生・留学生課）

・調査対象

国公立の大学及び短期大学（大学：62校 短期大学：20校）の就職指導担当部門及び平成28年3月卒業・修了予定の学生（5,290人）のうち就職を希望する学生（3,934人）

※ 設置者・地域の別等を考慮し調査対象校を抽出し、各大学等において規模等を考慮し学生を抽出。

・調査実施時期

平成27年7月9日（木）から平成27年7月23日（木）

・回答率

82校（回答率 100.0%）、3,934人（回答率 100.0%）

その他の主な調査結果は、別添を参照願います。

<担当> 高等教育局学生・留学生課

課長

渡辺 正実（内線 2514）

課長補佐（併）就職指導専門官

小代 哲也（内線 2088）

就職指導係長

山本 栄（内線 2519）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2519（直通）

## 平成27年度就職・採用活動時期の変更に関する調査（7月1日現在）結果について

**調査趣旨**：「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、平成28年3月卒業・修了予定者からの就職・採用活動の後ろ倒しの円滑な実現に向け、各大学等の対応状況及び学生の就職・採用活動の現状を把握する必要があるため本調査を実施。

**調査対象**：国公立の大学及び短期大学（大学：62校 短期大学：20校）の就職指導担当部門及び平成28年3月卒業・修了予定の学生（5,290人）のうち就職を希望する学生（3,934人）  
※設置者・地域の別等を考慮し調査対象校を抽出し、各大学等において規模等を考慮し学生を抽出。

**回答数**：82校（回答率100.0%）、3,934人（回答率100.0%）

**調査実施時期**：平成27年7月9日（木）から7月23日（木）

（前回調査：平成27年5月8日（金）から5月22日（金））

### I 大学・短期大学調査について

#### 就職・採用活動時期の変更への対応状況について

##### 1. 大学等における就職・採用活動時期の変更への対応等について

- 平成27年3月1日～6月30日の間で就職問題懇談会の「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期変更に係る企業等への要請に関する申合せ（平成27年2月25日）」を企業に対して直接手交するなどして周知を行った大学等は43.9%。（前回調査より4.9ポイント増）
- 周知をした企業の数については、「101社以上」が19校と最多。

#### 企業の採用選考活動について

##### 1. 平成28年3月卒業・修了予定者に対する企業の採用選考活動について

※大学等に求人票の提出のあった企業の動向についての回答

- 採用選考活動の開始時期（卒業・修了年度の8月1日以降）の遵守については、31.7%の大学等が「半数程度以上の企業が遵守しそうである」と回答し、48.8%の大学等が「大部分の企業が遵守しなさそうである」と回答。

##### 2. 通年採用・秋季採用について

- 通年採用については45.1%の大学等が「拡大しそうである」と回答。また、秋季採用については、70.7%の大学等が「拡大しそうである」と回答。

3. 平成28年3月卒業・修了者予定者が受けたハラスメント的行為について

- 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的行為について  
68.3%の大学等が学生からの相談を受けたことがあると回答（平成27年3月卒業・修了者より23.2%増）。

## Ⅱ 学生調査について

### 学生の就職活動について

1. 学生に対するハラスメント的な行為について

- 学生側から見てハラスメントと感じられるような行為を5.9%の学生が「受けたことがある」と回答。（前回調査より4.0ポイント増）

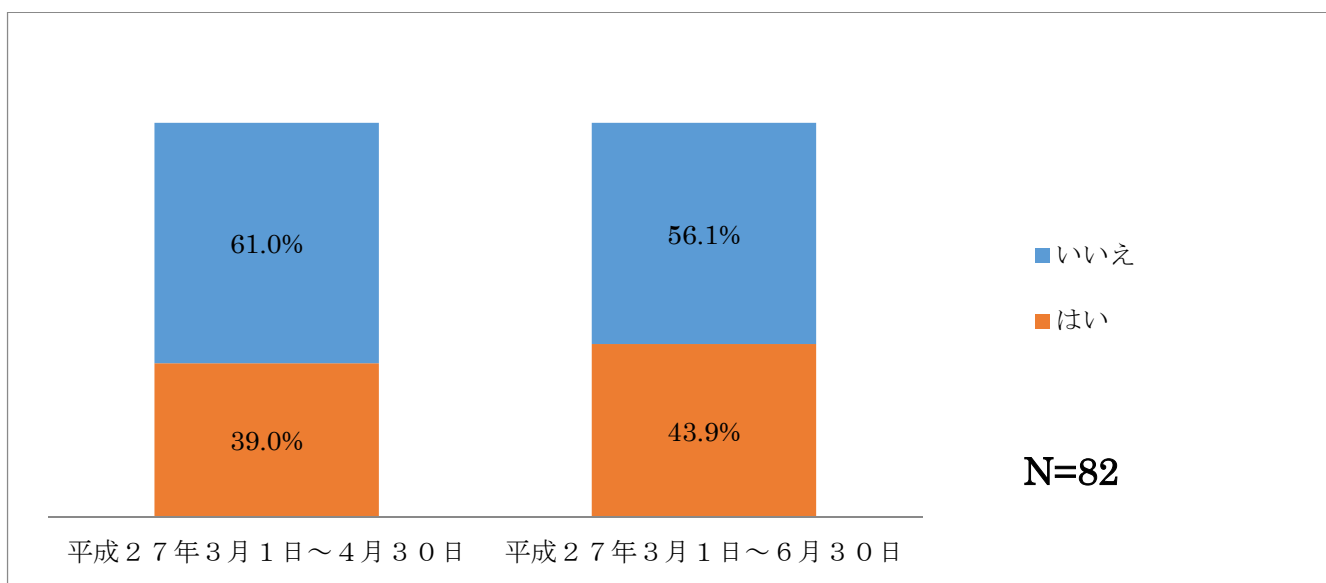
# I 大学・短期大学調査について

## 就職・採用活動時期の変更への対応状況について

### 1. 就職問題懇談会申合せについて

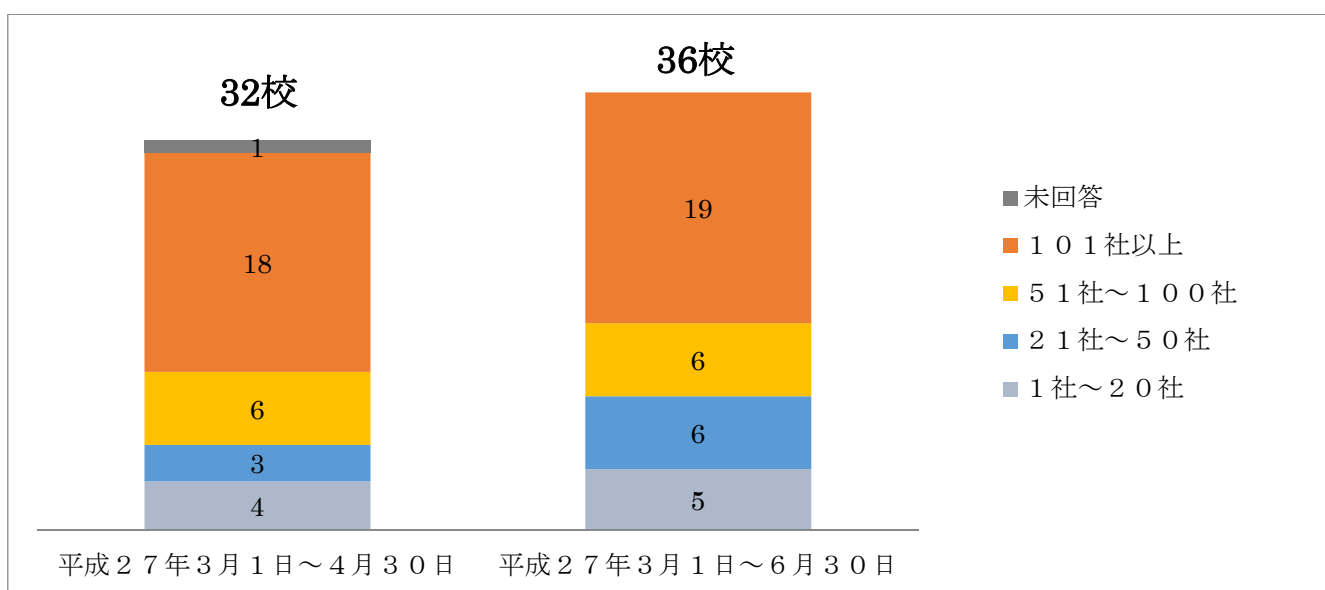
(1) 就職問題懇談会の「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期変更に係る企業等への要請に関する申合せ（平成27年2月25日）」を学内で企業説明会等を実施する企業に対して直接手交するなどして周知しましたか。（平成27年3月1日～6月30日の状況について）

**43.9%の大学・短期大学が「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期変更に係る企業等への要請に関する申合せ（平成27年2月25日）」を学内で企業に周知していた（前回調査より4.9ポイント増）。**



### (2) 何社に周知しましたか

**申合せを周知した大学・短期大学の中では、「101社以上」に周知した大学・短期大学が19校と最も多かった。**



※ (1) において「はい」と回答した大学等の状況

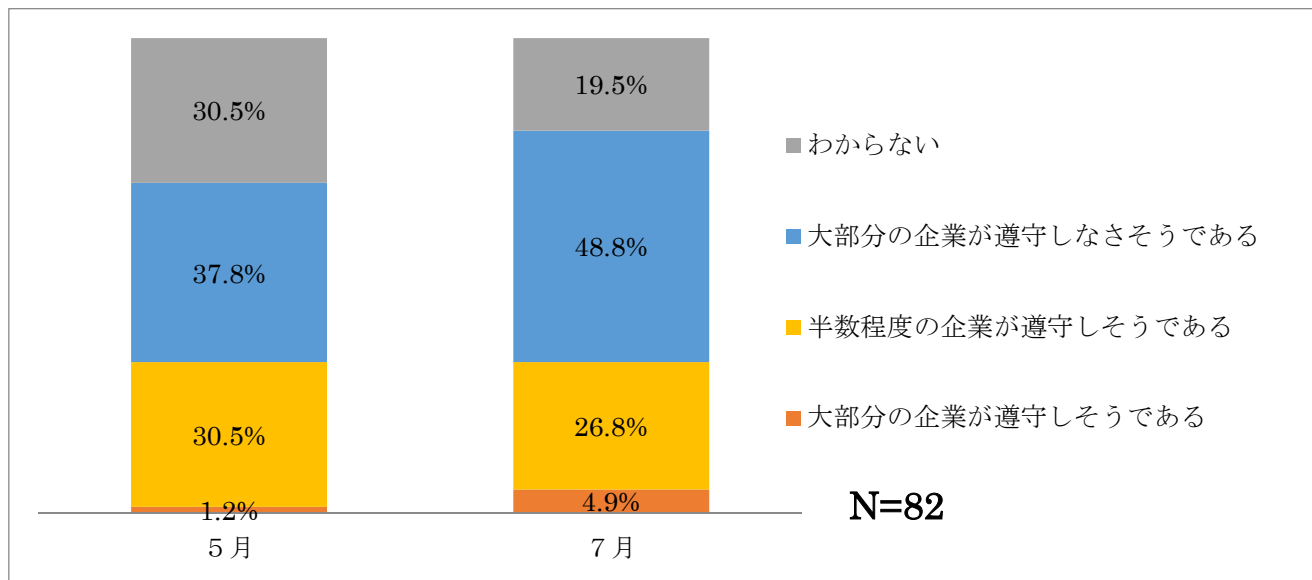
# 企業の採用選考活動について

## 1. 平成28年3月卒業・修了予定者に対する企業の採用選考活動について

※学生の就職活動対象企業の動向についての回答

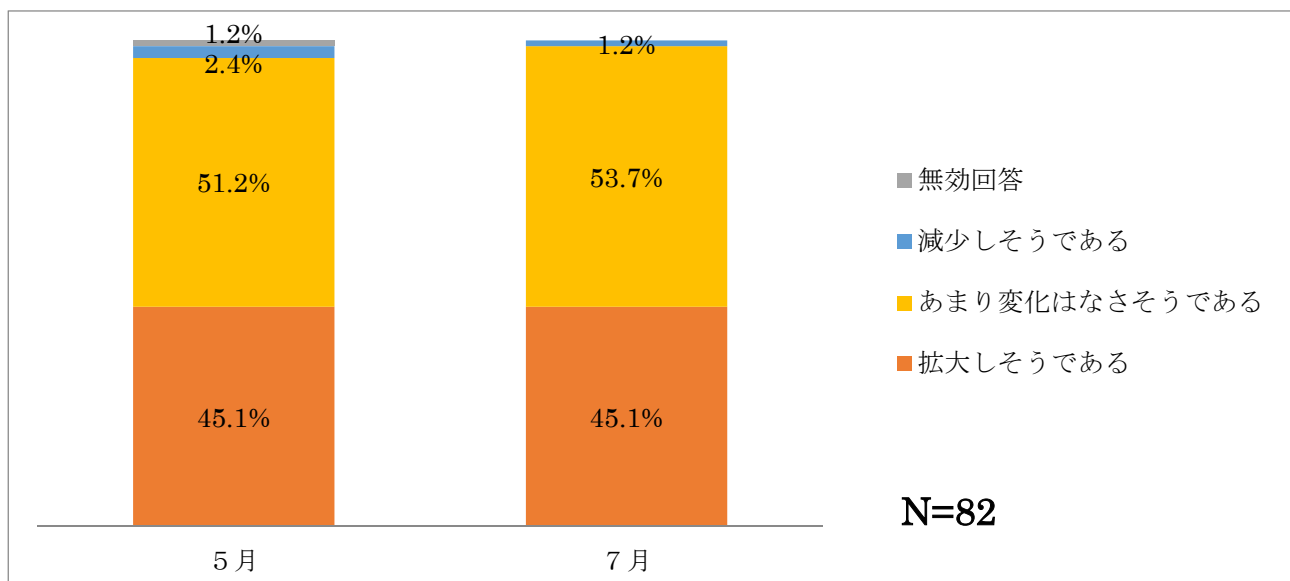
### (1) 採用選考活動の開始時期（卒業・修了年度の年8月1日以降）の遵守について

**採用選考活動の開始時期（卒業・修了年度の年8月1日以降）の遵守については、31.7%が「半数程度以上の企業が遵守しそうである」と回答し、48.8%が「大部分の企業が遵守しなさそうである」と回答した。**



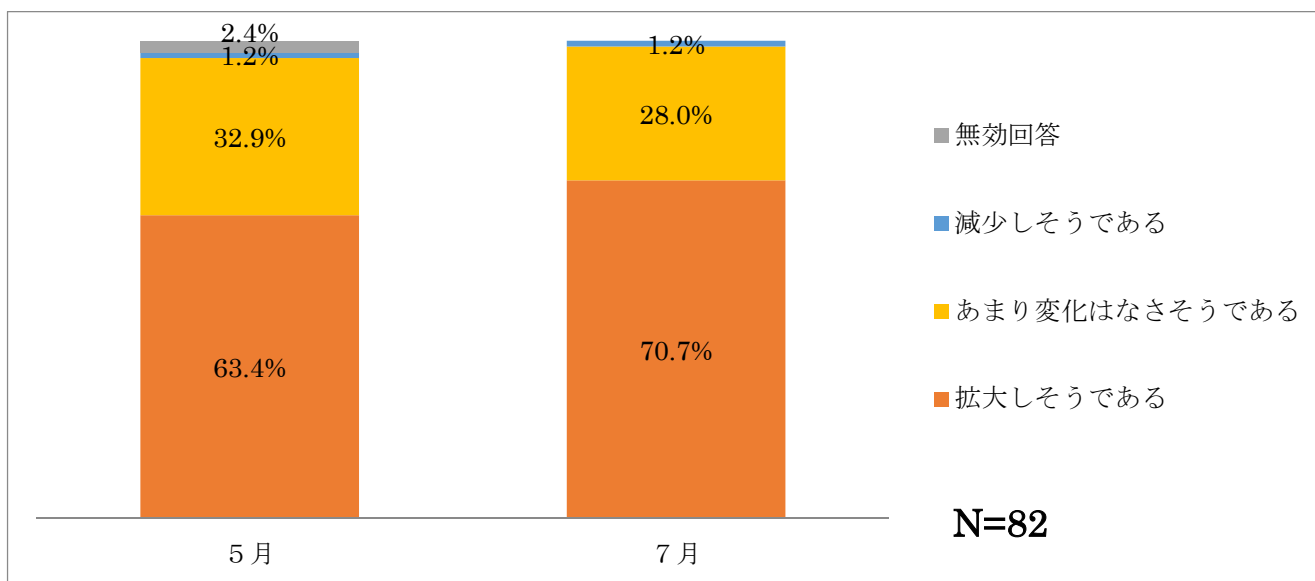
### (2) 通年採用について

**通年採用については、「拡大しそうである」との回答が45.1%であった。**



(3) 秋季採用について

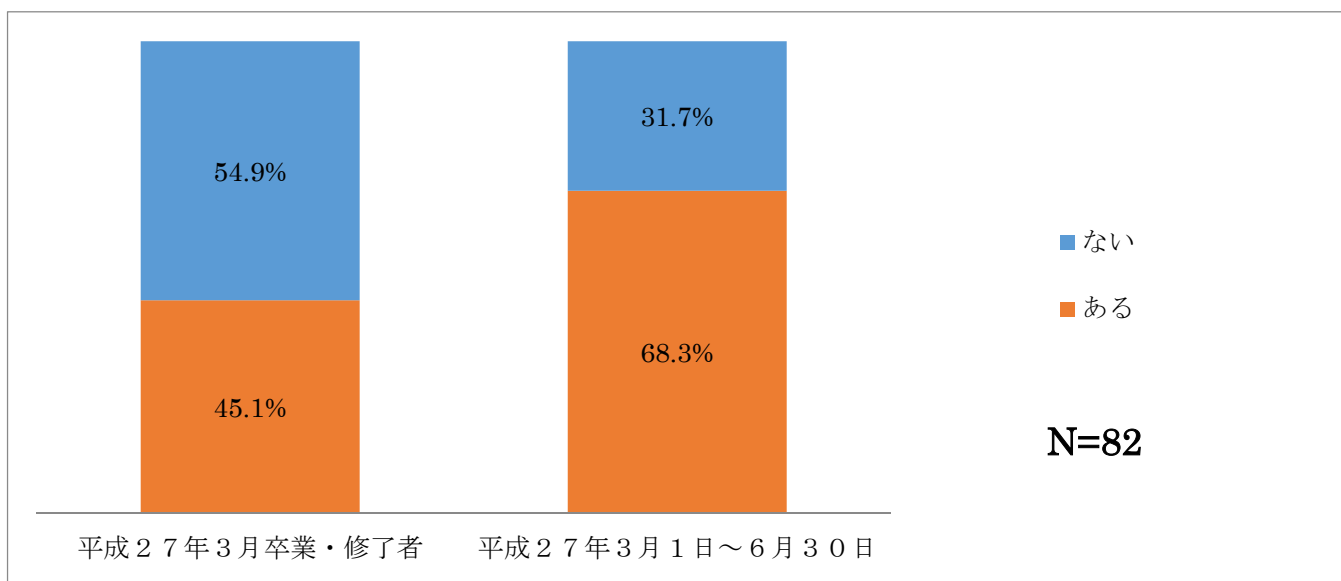
**秋季採用については、「拡大しそうである」が70.7%で最も多かった。**



2. 平成28年3月卒業・修了予定者が受けたハラスメント的行為について

(1) 学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為について  
相談を受けたことはありますか (平成27年3月1日～6月30日の間の状況について)

**昨年度における学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為の相談については、68.3%の大学・短期大学が「ある」と回答した (平成27年3月卒業・修了者より23.2ポイント増)。**



(2) 相談内容の具体的な事例について記述してください

- 内々定の段階で、「誓約書」の提出を求められた。
- 面接を受けているその場で、内々定を出す代わりに、他企業へ断りの電話をかけるよう強要された。
- 他社への就職活動を取りやめないと内々定を出せないと言われた。
- 内々定承諾書や指導教員推薦状の提出を8月より前を期限として求められる。(提出するまでしつこく連絡が来る。)
- 内定辞退の希望を示唆したところ、長時間(長期間)に渡って説得され精神的に参ってしまった。
- 長時間にわたり拘束され他社の選考を受けられなくなったケースがあった。
- 内定後、頻りに社員との懇談会に呼ばれたり、合宿研修、工場見学が実施される。
- 8月1日の解禁に合わせて、内定者向け合宿への参加を義務付けられた。
- すべての選考が終了し「合格」の通知をもらったが、他のすべての企業の選考を辞退したら「内々定」を出すと言われた。
- 内定を出した後、就活を継続していることが分かった時点で内定を取り消すと警告された。
- メールの文面が他社への応募やその後の就職活動を制限するようなものがある。



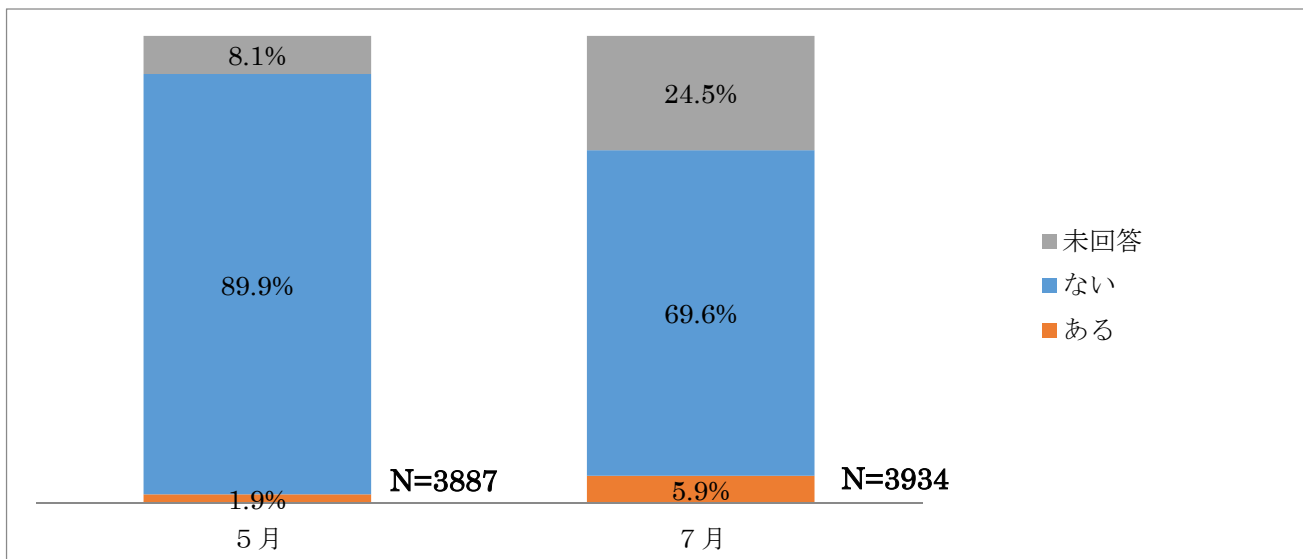
## Ⅱ 学生調査について

### 学生の就職活動について

#### 1. 学生に対するハラスメント的な行為について

(1) 自分の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為を受けたことはありますか

学生側から見てハラスメントと感じられるような行為を5.9%の学生が「経験がある」と回答。ハラスメント的な行為は、企業が内々定を出す際に行われる可能性が高いことから、今後の動向に注意する必要がある（前回調査より4.0ポイント増）。



※5月1日付調査、7月1日付調査から未回答の学生を除いて集計すると、学生側から見てハラスメントと感じられるような行為を受けた経験があると回答した学生は、5月1日付調査では2.1%、7月1日付調査では7.8%であった。

## (2) 具体的な事例について記述してください

※(1)において「ある」と回答した学生の自由記述に基づく体験例

- 第一志望でないのであれば、別の学生を次の選考に進ませると言われた（別の企業の選考は待てないと言われた）。
- 内々定と引き替えに他社への就職活動をやめるよう強要された。
- テストの関係で内定祝賀会への参加が難しいと答えたところ、参加しないと最悪内定取消もありうると言われた。
- 何度も呼び出し（泊まりを含む）をされ、他社の選考を受けられなくなった。
- 座談会が多数開催される。
- 内定後、7月31日までに入社承諾書を書くかどうか迫られた。
- 内定承諾するなら就活をやめるように言われた。
- 研修が6月から週1回あった。
- 内定承諾は先着順、及び承諾する場合は必ずリクナビ退会。
- 内々定を出すから就職活動を止めるように言われた。その後、強要するようなことはなかったが、圧迫されている印象を受けた。
- 8月上旬にバーベキューや清掃活動などへの参加を呼びかけられている。